

## 7 入学考査料及び授業料等について

(1) 入学考査料・入学料・授業料 (令和6年4月1日現在)

区分	入学考査料	入学料	授業料 (注1)		
			年額	納入回数	1回の納入額
全日制課程	2,200円	5,650円	118,800円	2回 (注2)	第1回: 年額の3/12 第2回: 年額の9/12
定時制課程	950円	2,100円	32,400円		
定時制課程 (単位制)	950円	2,100円	1単位あたり1,740円 ×履修単位数		
通信制課程	950円	500円	1単位あたり336円 ×履修単位数		

(注1) 平成26年度入学生から、**高等学校等就学支援金制度**が導入されました。就学支援金制度とは、**区市町村民税の課税標準額×6%**—**区市町村民税の調整控除の額(※)**が304,200円未満(年収目安約910万円未満)の世帯の生徒が申請を行い、**受給認定された場合、学校に就学支援金を支給することで、その生徒の授業料等が無料になる制度**です。**返済の必要はありません。ただし、支給手続を行わない場合は、授業料をご負担いただくこととなります。**

また、既に高校を卒業したことがある方及び修業年限(全日制36か月、定時制48か月)を超えて在学している方については、**就学支援金の対象者とならないため、原則として授業料を徴収**します。

※ 政令指定都市の場合は、**調整控除の額に3/4を乗じて計算**します。

(注2) 令和6年度から、**所得制限により就学支援金の適用外となった生徒については、授業料免除の申請を行っていただくことで、授業料を全額免除**します。詳細は入学が決定した際に、**入学予定の学校に問い合わせ**てください。

※ **所得制限以外の理由(在学期間等)により就学支援金が適用外となった場合は免除の対象外**です。

(注3) **授業料の納入回数は2回ですが、分割払いとすることも可能**です。

※ **入学料及び授業料の納入が経済的に困難な家庭については、免除又は2分の1に減額する制度**があります。

## 8 入試 入学考査料及び授業料等について

(1) 入試 入学考査料、入学料、授業料

(2024年4月1日現在)

区分	入学考査料	入学料	授業料 (注1)		
			年額	納入回数	1回の納入額
全日制課程	2,200円	5,650円	118,800円	2回 (注2)	第1回: 年額の3/12 第2回: 年額の9/12
定時制課程	950円	2,100円	32,400円		
定時制課程 (単位制)	950円	2,100円	1単位あたり1,740円 ×履修単位数		
通信制課程	950円	500円	1単位あたり336円 ×履修単位数		

(注1) 入試 入学考査料、入学料、授業料 (令和6年4月1日現在)

(注2) 入試 入学考査料、入学料、授業料 (令和6年4月1日現在)

(注3) 入試 入学考査料、入学料、授業料 (令和6年4月1日現在)

(注4) 入試 入学考査料、入学料、授業料 (令和6年4月1日現在)

(注5) 入試 入学考査料、入学料、授業料 (令和6年4月1日現在)

(注6) 入試 入学考査料、入学料、授業料 (令和6年4月1日現在)

(注7) 入試 入学考査料、入学料、授業料 (令和6年4月1日現在)

(注8) 入試 入学考査料、入学料、授業料 (令和6年4月1日現在)

(注9) 入試 入学考査料、入学料、授業料 (令和6年4月1日現在)

(注10) 入試 入学考査料、入学料、授業料 (令和6年4月1日現在)

(注11) 入試 入学考査料、入学料、授業料 (令和6年4月1日現在)

(2) 奨学のための給付金について

高校では、入学料及び授業料とは別に、学校ごとに決定した修学旅行等積立金、生徒会費、定時制の給食費等の学校収金の徴収があります。

平成26年度入学生から、授業料・通信教育受講料以外の教育に必要な経費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費等）の負担を軽減するため、高校生等がいる生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯を対象に奨学のための給付金の認定を受けた方に給付金を支給しています。返済の必要はありません。

世帯区分	課程等	給付額（年額）
生活保護受給世帯	全日制課程	32,300円
	定時制課程	
	通信制課程	
都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯	全日制課程	122,100円
	定時制課程	
	全日制課程	143,700円
	定時制課程	
通信制課程	50,500円	

(3) 給付型奨学金について

平成29年度から、家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して学び、もてる可能性を最大限伸ばすことができるよう、学習の成果を明らかにする資格試験や学校における勉強合宿・語学合宿等の教育活動にかかる経費等を、保護者の代わりに負担する都独自の現物給付方式の奨学金制度が導入されました。

支給対象者は、都立高校等に在籍する生徒のうち、以下の条件に該当する方です。

世帯区分	給付限度額（上限）
生活保護受給世帯、都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯	50,000円
都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が85,500円未満の世帯	30,000円

※ 上記世帯の生徒が申請を行い、受給認定されることにより、生徒が通う学校の教育活動にかかる経費にあてるものとして支給する制度です。返済の必要はありません。ただし、学校の教育活動に参加しない場合は支給対象となりません。

具体的な対象経費については学校によって異なりますので、詳細は入学が決定した際に、入学予定の学校に問い合わせてください。

(1) から (3) まで、また、制度全般については、以下に問い合わせてください。

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 電話 03(5320)7862(直通)

(2) छात्रवृत्तिका बारेमा

उच्च माध्यमिक विद्यालयमा, भर्ना शुल्क र शिक्षण शुल्क बाहेक, प्रत्येक विद्यालयले निर्णय गरेको विद्यालय यात्रा जस्ता बचत, विद्यार्थी परिषद शुल्क, र अंशकालिक पाठ्यक्रमहरूको भोजन शुल्क जस्ता विद्यालय सङ्कलन शुल्कहरू पनि छन्।

शैक्षिक वर्ष २०१४ देखि, शिक्षण र अनलाइन पाठ्यक्रम शुल्क बाहेक शिक्षामा आवश्यक खर्चहरूको बोझ कम गर्न (जस्तै पाठ्यपुस्तक शुल्क, सामग्री शुल्क, विद्यालय सामग्री शुल्क, आवागमन सामग्री शुल्क, पाठ्येतर गतिविधि शुल्क, विद्यार्थी परिषद शुल्क आदि), सार्वजनिक सहायता प्राप्त गर्ने उच्च विद्यालय विद्यार्थी भएका घरपरिवार वा प्रान्तीय र नगरपालिकाको आयकरबाट मुक्त भएका घरपरिवारलाई छात्रवृत्तिका लागि मान्यता प्राप्त व्यक्तिहरूलाई छात्रवृत्ति प्रदान गरिन्छ। फिर्ता गर्ने आवश्यक छैन।

घरपरिवार वर्गीकरण	पाठ्यक्रम	अनुदान रकम (वार्षिक)
कल्याण प्राप्त गर्ने घरपरिवार	पूर्णकालीन पाठ्यक्रम	३२,३०० येन
	अंशकालिक पाठ्यक्रम	
	अनलाइन पाठ्यक्रम	
प्रिफेक्चरल नगरपालिका र गाउँ आवास कर आय करबाट मुक्त भएका घरपरिवार	पूर्णकालीन पाठ्यक्रम	१२२,१०० येन
	अंशकालिक पाठ्यक्रम	
	पूर्णकालीन पाठ्यक्रम	१४३,७०० येन
	अंशकालिक पाठ्यक्रम	
अनलाइन पाठ्यक्रम	५०,५०० येन	

(३) अनुदान-प्रकार छात्रवृत्ति

शैक्षिक वर्ष २०१७ देखि, सबै विद्यार्थीहरूलाई उनीहरूको परिवारको आर्थिक स्थितिको पर्वाह नगरी अध्ययन गर्न सक्ने र उनीहरूको सम्भावनालाई अधिकतम बढाउने सुनिश्चित गर्नका लागि योग्यता परीक्षाहरू, अध्ययन शिविरहरू, भाषा शिविरहरू, आदि का खर्चहरू बुझका लागि अनुदान प्रदान गरिएको छ।

यो अनुदान प्रान्तीय उच्च विद्यालयमा अध्ययन गर्ने विद्यार्थीहरूलाई निम्नलिखित सर्तहरू पूरा गर्नेको लागि प्रदान गरिएको छ:

घरपरिवार वर्गीकरण	अनुदान रकम (अधिकतम)
कल्याण प्राप्त गर्ने घरपरिवार वा प्रान्तीय र नगरपालिका कर आय करबाट मुक्त भएका घरपरिवार	५०,००० येन
प्रान्तीय र नगरपालिका कर आय करको संयुक्त रकम ८५,५०० येन भन्दा कम भएका घरपरिवार	३०,००० येन

※ यो अनुदान आवेदन गर्ने र अनुमोदन भएका विद्यार्थीहरूलाई विद्यालयको शैक्षिक गतिविधि खर्चहरूलाई बुझका लागि प्रदान गरिएको छ। तिर्नु पर्ने आवश्यक छैन। **यद्यपि, विद्यार्थीले विद्यालयको शैक्षिक गतिविधिमा सहभागी नभएमा, अनुदान लागू हुँदैन।** खर्चहरू विद्यालय अनुसार फरक हुन्छन्, त्यसैले प्रवेशको समयमा विद्यालयमा सोधपुछ गर्नुहोस्।

(१) देखि (३) सम्मका वस्तुहरू र सम्पूर्ण प्रणालीको लागि, निम्नमा सम्पर्क गर्नुहोस्: टोक्यो मेट्रोपोलिटन शिक्षा ब्यूरो, महानगर विद्यालय शिक्षा विभाग, उच्च माध्यमिक विद्यालय शिक्षा डिभिजन, वित्त शाखा। फोन: ०३-५३२०-७८६२ (प्रत्यक्ष लाइन)।

◎ 受験生チャレンジ支援貸付事業のご案内

中学3年生等の受験生を養育する一定所得以下の世帯を対象に、学習塾代や受験料に必要な資金を貸し付けることにより、子供たちの進学を支援します。

<概要>

- 1 対象 中学3年生又はこれに準じる方を養育する一定所得以下の世帯の生計中心者
- 2 貸付内容 塾代及び受験料の貸付を行い、進学（入学）した場合は償還を免除します。
- 3 貸付金額等 塾代 上限200,000円、受験料 上限27,400円（4校まで）  
※ 受験料は、都立高校入学考査料のほか、私立高校等の受験料も対象です。  
ただし、1校あたり上限23,000円です。
- 4 貸付利率 無利子
- 5 申込方法 お住まいの区市町村の窓口にお問い合わせの上、お申し込みください。

<貸付要件>

○世帯（父母等養育者）の総収入又は合計所得金額が一定の基準以下であること  
（収入基準の一例）※総収入の場合

世帯人数	2人	3人	4人
一般世帯		4,410,000円	5,049,000円
ひとり親世帯	4,057,000円	4,966,000円	5,772,000円



○そのほかにも貸付の要件があります。

○詳細は専用Webサイト (<https://jukenchallenge.jp/>) をご確認ください。→

本事業の詳細及びお住まいの区市町村の窓口の連絡先については、以下にお問い合わせください。  
東京都福祉局生活福祉部地域福祉課生活援助担当 電話 03(5320)4072 (直通)

◎ 試験 受験生チャレンジ支援貸付事業のご案内

この事業は、3段階の試験を経て、試験に合格した受験生を養育する一定所得以下の世帯を対象に、学習塾代や受験料に必要な資金を貸し付けることにより、子供たちの進学を支援します。

<対象>

- 1 対象 中学3年生又はこれに準じる方を養育する一定所得以下の世帯の生計中心者
- 2 貸付内容 塾代及び受験料の貸付を行い、進学（入学）した場合は償還を免除します。
- 3 貸付金額等 塾代 上限200,000円、受験料 上限27,400円（4校まで）  
※ 受験料は、都立高校入学考査料のほか、私立高校等の受験料も対象です。  
ただし、1校あたり上限23,000円です。
- 4 貸付利率 無利子
- 5 申込方法 お住まいの区市町村の窓口にお問い合わせの上、お申し込みください。

<試験内容>

- 1 試験 1次試験は、国語、算数、理科、社会、英語の5科目から2科目を選択し、2次試験は、面接、小論文、グループディスカッションの3科目から2科目を選択し、3次試験は、面接、小論文、グループディスカッションの3科目から2科目を選択する。
- 2 試験費用 試験費用は、都立高校入学考査料のほか、私立高校等の受験料も対象です。
- 3 試験結果 試験に合格した受験生を養育する一定所得以下の世帯を対象に、学習塾代や受験料に必要な資金を貸し付けることにより、子供たちの進学を支援します。

<試験料等>

- 1 試験料 試験料は、都立高校入学考査料のほか、私立高校等の受験料も対象です。
- 2 試験料 試験料は、都立高校入学考査料のほか、私立高校等の受験料も対象です。
- 3 試験料 試験料は、都立高校入学考査料のほか、私立高校等の受験料も対象です。

この事業は、3段階の試験を経て、試験に合格した受験生を養育する一定所得以下の世帯を対象に、学習塾代や受験料に必要な資金を貸し付けることにより、子供たちの進学を支援します。

